

放課後児童クラブの基準について



平成26年3月27日
富良野市子ども・子育て会議

放課後児童クラブの基準について

平成24年8月の児童福祉法一部改正により、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされた。（改正後の児童福祉法第34条の8の2）

従うべき基準	従事する者	資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する「児童の遊びを指導する者」であって、研修を受講した者とするのが適当。
	員数	職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とするのが適当。
参酌すべき基準	児童の集団の規模	児童の集団の規模はおおむね40人までとするのが適当。（児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努める）
	施設・設備	専用室は児童の生活の場としての機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋と捉え、面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とするが適当。
	開所日数・開所時間	開所日数については、年間250日以上を原則とし、開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、それぞれの地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとするが適当。
	その他の基準	「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めるのが適当。

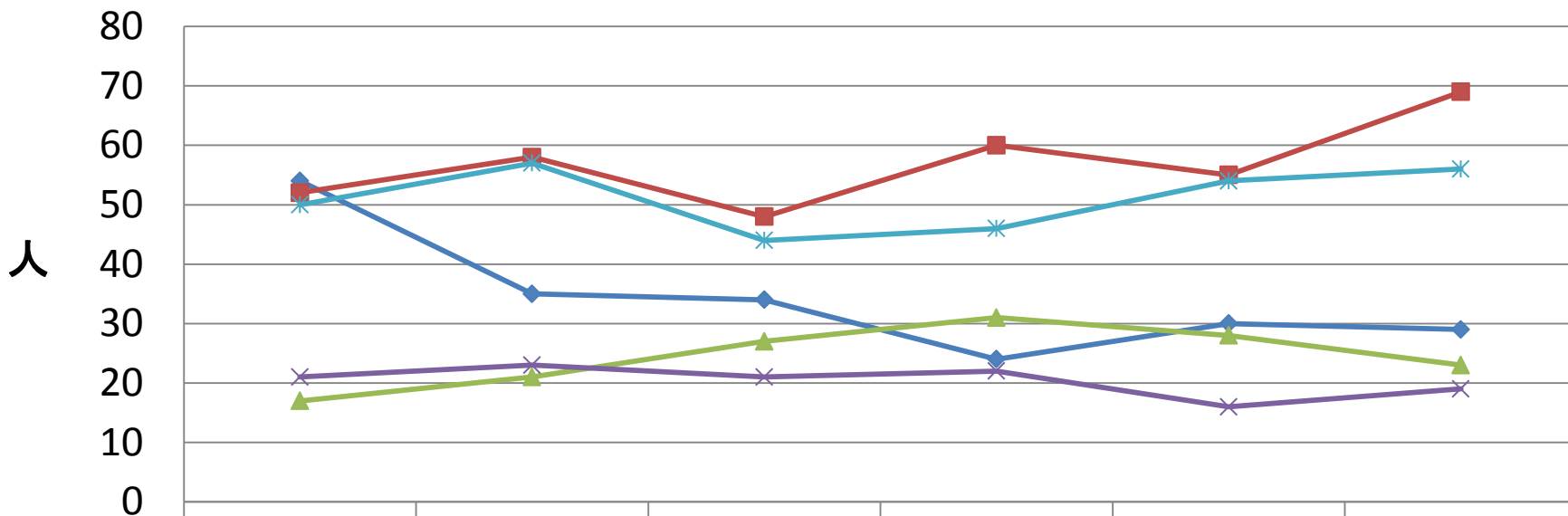
富良野市の放課後児童クラブの状況について

- 対 象：小学1年生から小学3年生まで
- 利用料：月額1,500円（2人目750円・3人目以降無料）
- 開所日：月曜日～金曜日 午後1時から午後6時
- 夏・冬・春休み・土曜日 午前8時30分から午後6時
- 休館日：日曜日・国民の祝日・年末年始並びに学級・学校閉鎖等
- 指導員：3名

施 設 名	定員	学童室 (A)	その他の 部屋(B)	A+B=C	C÷1.65㎡ ／人
緑町学童保育センター	45名	75㎡	20㎡	95㎡	57人
麻町学童保育センター	40名	35㎡	64㎡	99㎡	60人
東部学童保育センター	20名	28㎡	65㎡	93㎡	56人
桂木学童保育センター	45名	56㎡	51㎡	107㎡	65人
北の峰学童保育センター	20名	31㎡	35㎡	66㎡	40人

富良野市放課後児童クラブの登録児童数の推移

学童保育登録児童数の推移



	H20	H21	H22	H23	H24	H25
◆ 麻町	54	35	34	24	30	29
■ 桂木	52	58	48	60	55	69
▲ 東部	17	21	27	31	28	23
✕ 北の峰	21	23	21	22	16	19
✧ 緑町	50	57	44	46	54	56